

# I. 島根県の国際化推進施策

## 1. 国際化推進施策

### (1) 基本目標等

#### ■ 現状と課題

本県の国際化への取組みが本格化したのは、韓国慶尚北道との間で姉妹提携を結んだ1989(H元)年以降である。その後、1991(H3)年10月にはロシア沿海地方と友好交流に関する覚書を、1993(H5)年10月には中国寧夏回族自治区と友好提携を、1994(H6)年6月には中国吉林省と友好交流に関する覚書を締結した。これまで、地理的、歴史的に関係の深い北東アジア地域を中心に人的・文化・学術交流等を通じて相互理解を深めるとともに、経済交流、観光誘客、産業振興など様々な分野での交流を進めてきた。

北東アジア地域の安定や友好関係は県民にとって重要であり、領土問題や政治的課題を解決・改善するためにも相互理解を一層深める必要があることから、こうした交流の取組みは確実に次の世代へと継承されなければならない。

また近年では、経済・観光分野などでの交流が一層重視される傾向にあり、特に経済成長が著しいインドや東南アジア各国などが注目を浴びている。こうした北東アジア以外の地域や経済・観光分野においてもその交流がより円滑に進み、それが本県の国際化を推進させる原動力となるよう経済関係部局等との連携を強化し、戦略的な取組みを行っていくことが必要となっている。

一方、県内においては、県内企業の人材不足などを背景として、近年、外国人住民が大幅に増加しており、今後も増加が見込まれている。外国人住民の増加・定住化に伴い国籍や家族構成も多様化し、教育・医療・防災などの多言語による対応や、生活全般に係る支援が必要となっている。

外国人住民の受入れ・共生に関する対応は生活全般に関わるため、2019(H31)年3月から庁内連携会議を設け、情報共有を図りながら連携して取り組んでいる。

また、多文化共生の推進にあたっては(公財)しまね国際センターとの連携により、日本語学習の環境整備や外国人住民向けワンストップ型相談窓口の設置、多言語による情報発信、多文化共生意識の醸成など幅広く実施している。

こうした中、支援事業を担う通訳・ボランティアの不足や、後継者不足によるボランティアの高齢化、あるいは外国人住民の急増に伴う日本人住民に対する多文化共生意識の醸成の必要性などの課題も生じている。

今後、多文化が共生する地域社会を実現するためには、県や国、市町村、民間団体等が連携を図りながら、外国人住民への生活全般および定住にかかる支援を充実し、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進する取組みが必要となっている。

#### ■ 基本目標

本県の国際化推進施策は「島根創生計画」に基づき、外国人との相互理解を深め、多文化が共生し、グローバル化の進む社会で活動する人材が育つ地域づくりを推進することを目標とする。

##### ①国際交流の推進

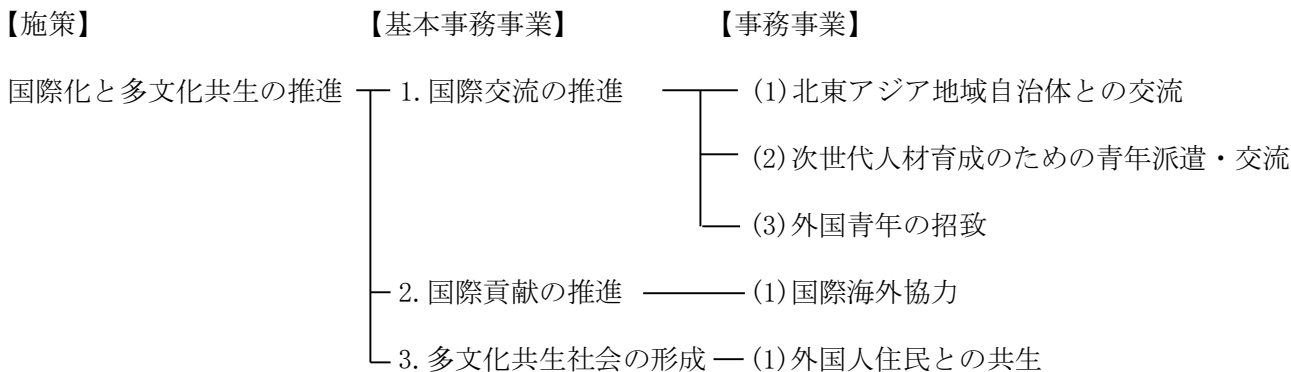
国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、グローバル化する社会で活動できる人材を育成する。

②多文化共生の推進

外国人住民に対して、必要な情報の多言語化や相談体制の整備をはじめ、教育・子育てや、医療・福祉・防災など生活全般や定住に係る支援を行い、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進することで、多文化が共生する地域づくりを進める。

(2) 施策展開

■ 施策体系



■ 事業展開

【基本事務事業・事務事業】	【主な事業展開】
1. 国際交流の推進 (1) 北東アジア地域との交流  (2) 次世代人材育成のための青年派遣・交流  (3) 外国青年の招致  2. 国際貢献の推進 (1) 国際海外協力  3. 多文化共生社会の形成 (1) 外国人住民との共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北東アジア国際文化パレット事業</li> <li>・ 寧夏回族自治区、吉林省、ロシア沿海地方との事務協議団等の派遣・受入</li> <li>・ 北東アジア地域自治体連合の総会等への参加</li> <li>・ 日韓親善友好団体促進事業</li> <li>・ 草の根交流支援</li> <li>・ 交流の翼事業</li> <li>・ 内閣府青年海外派遣・招致事業に協力</li> <li>・ (一財)自治体国際化協会研修生の派遣</li> <li>・ 外国語指導助手、国際交流員の招致・研修</li> <li>・ 海外県人会ネットワーク事業等</li> <li>海外技術研修員の受入</li> <li>多文化共生推進事業</li> </ul>